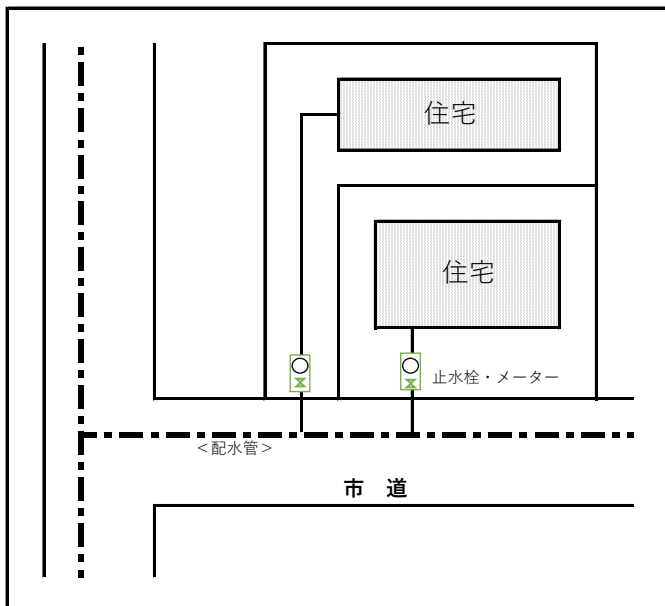
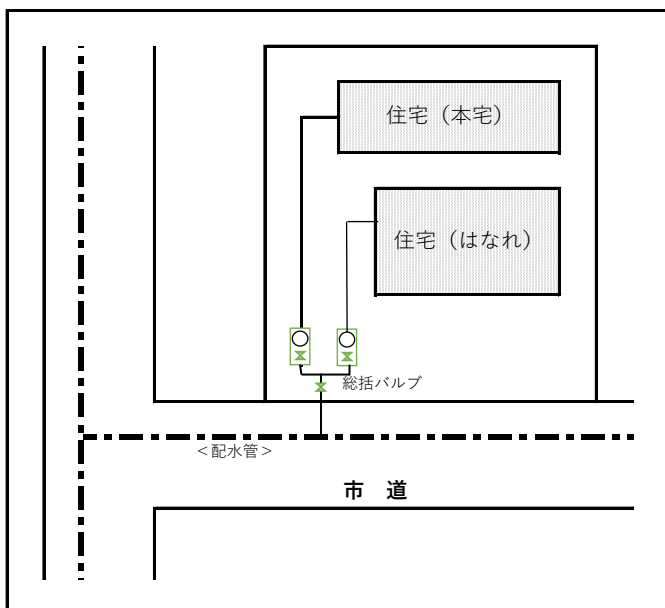


水道メーターの設置例（第6条関係）



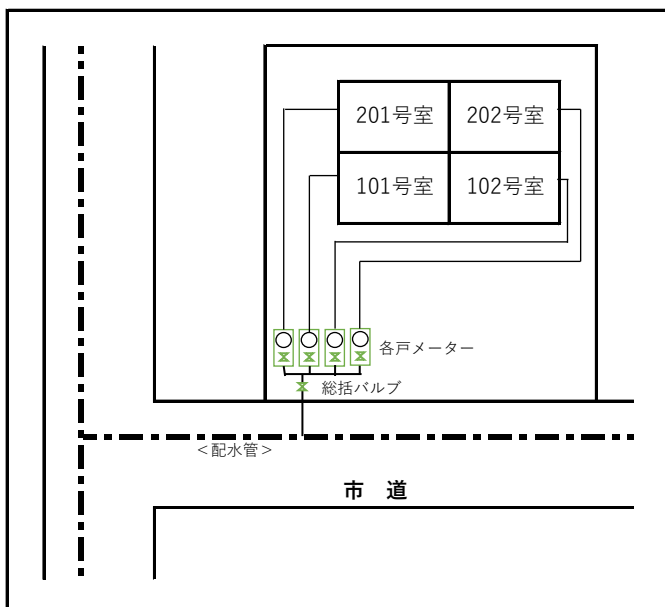
一般的な戸建て住宅の場合のメーター設置例

- ・官民境界より概ね1m以内に設置すること
- ・メーターまで直線的に立入りができること
- ・メーターまでの間にフェンス・塀等の障害物を設置しないこと
（設置をした場合は検針が可能のように扉や切欠きを設ける）



二世帯住宅等でメーターを個別に設置する場合

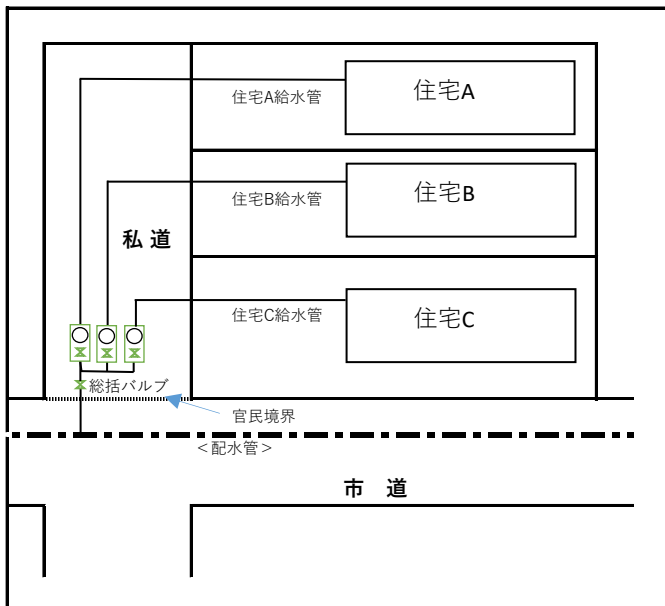
- ・官民境界より概ね1m以内に総括バルブを設置すること
- ・漏水等の市の責任区分は総括バルブまでとする
- ・メーターまで直線的に立入りができること
- ・メーターまでの間にフェンス・塀等の障害物を設置しないこと
（設置をした場合は検針が可能のように扉や切欠きを設ける）



集合住宅等でメーターを個別に設置する場合

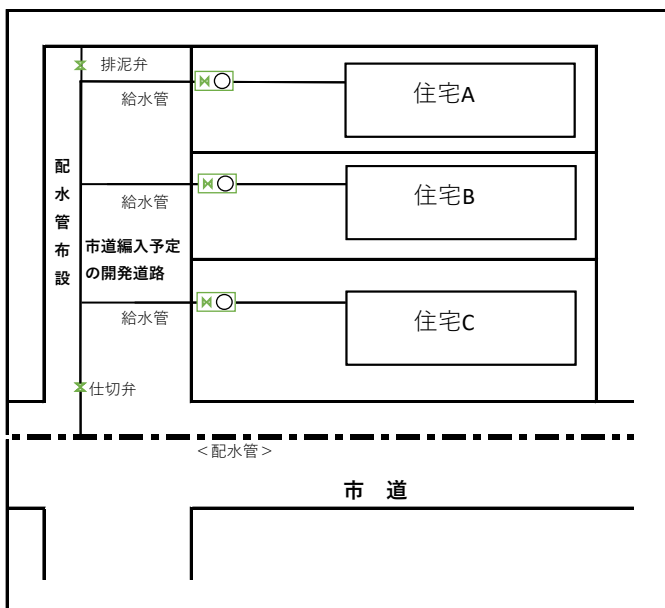
- ・官民境界より概ね1m以内に総括バルブを設置すること
- ・各戸のメーターは総括バルブに程近い位置に設置すること
- ・漏水等の市の責任区分は総括バルブまでとする
- ・メーターまで直線的に立入りができること
- ・メーターまでの間にフェンス・塀等の障害物を設置しないこと
（設置をした場合は検針が可能のように扉や切欠きを設ける）

水道メーターの設置例（第6条関係）



分譲地等で前面道路が私道の場合

- ・官民境界より概ね1m以内に総括バルブを設置する
- ・漏水等の市の責任区分は総括バルブまで
- ・各戸のメーターは総括バルブに程近い位置に設置する

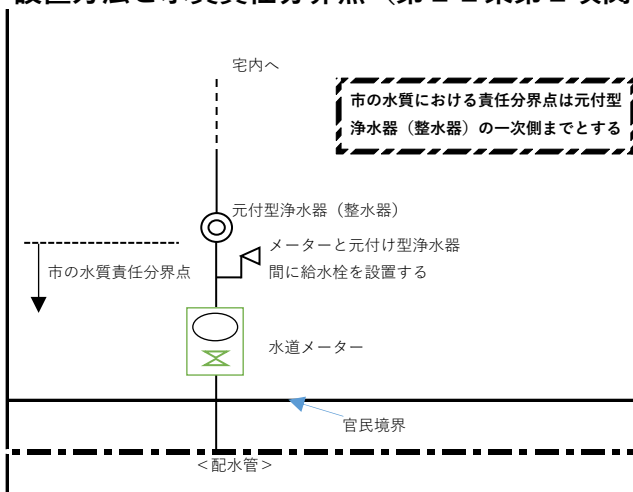


分譲地等で前面道路を市道に編入する場合

☆「市道編入予定道路に配水管を布設する時の管理
予定者との協議」を必ず事前に行うこと

- ・メーターは官民境界から概ね1m以内に設置すること
- ・漏水等の市の責任区分はメーター二次側ナットまでとする

元付型浄水器（整水器）等の設置における 設置方法と水質責任分界点（第22条第2項関係）



元付型浄水器（整水器）とは

- ・水道メーター直後に設置する浄水器（整水器）のこと
で、宅内の水栓すべてを浄水または整水するもの

元付型浄水器（整水器）を設置する時の施工方法

- ・メーターと元付型浄水器（整水器）の間に、給水栓を1栓
設置しその給水栓で市は水質を確認する

元付型浄水器（整水器）を設置する時の責任分界点

- ・元付型浄水器（整水器）の一次側までとし、それ以降の水質
の責任を市は負わない